

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約（比較見積）の結果について（少額随意契約分を除く）

【令和6年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和6年度市長・副市長上京時用ハイヤー使用にかかる業務委託契約（単価契約）	その他 運行代行	杉並交通株式会社	1,263,260	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	競争入札に付し入札者がいないため	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度市長・副市長上京時用ハイヤー使用にかかる業務委託契約(単価契約)

2 契約の相手方

杉並交通株式会社

3 随意契約理由

特別職については、その職務の重要性・機密性や警護上の必要性等から、円滑な職務遂行のため、専用の公用車が配置されており、公務での移動には、原則として公用車を使用している。特別職が東京出張した際の現地移動についても、同様の理由により借上自動車等に乗車して移動する必要があるため、ハイヤー使用にかかる契約を締結する。

当該契約は、令和6年1月16日に事後審査型制限付一般競争入札を執行したが、業務委託の内容が東京でのハイヤー手配となることから、本市入札参加有資格者名簿に登録している事業者からの応札がなく、入札不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約とするものである。

契約の相手方の選定については、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟し、ハイヤー用車両を所有している事業者のうち、特定の業者に偏ることのないよう抽出を行い、関東運輸局の認可運賃・料金表内の運賃設定で認可を受けている事業者にて比較見積もりを実施した。その結果、最も契約金額が安価であった杉並交通株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

政策企画室秘書部秘書課 (電話番号:06-6208-7238)